

令和7年4月23日
航空局国際航空課

日・オマーン間の航空便による輸送力・日本への乗入れ地点を拡大 ～ 日本・オマーン航空当局間協議 結果 ～

4月21日（月）及び22日（火）、オマーン・マスカットにて日本とオマーンとの航空当局間協議を実施した結果、以下のとおり一致しました。

今般の協議の結果、日・オマーン航空協定の下で、双方の航空会社による両国間の航空便について、輸送力及び日本への乗入れ地点を拡大する枠組みが設定され、今後、両国間での交流の拡大が期待されます。

■開催概要

日 程：令和7年4月21日（月）及び22日（火）

出席者：（日本側）高橋 泰史 航空局国際航空課長 ほか

（オマーン側）サリム・ハメド・アル・フサイニ 航空運送課長 ほか

（Mr. Salim Hamed Al Husaini,

Director of Air Transport, Civil Aviation Authority）

■協議結果概要

日本・オマーン双方の航空会社による両国間の航空便について、以下のとおり枠組みを設定する。

- （1）日本・オマーン双方の航空会社が両国間で運航可能な便数を拡大するとともに、従来から乗入れが認められていた関西空港に加え、他の日本の空港への乗入れができる枠組みを設定する。（羽田空港を除く）
- （2）日本・オマーン双方の航空会社が、国際線区間における第三国を含む全ての航空会社とのコードシェア、及び国内線区間における相手国側航空会社とのコードシェアを可能とする枠組みを設定する。

以上

<問合せ先>

担当：航空局 航空ネットワーク部 国際航空課（飯塚、丸山）

電話：03-5253-8111